

国立大学に対する予算の充実を求める声明
—第3期中期目標期間に向けて—

平成27年3月6日

国立大学法人北海道教育大学 経営協議会学外委員

内田 和 幸 (J A北海道中央会副会長)
祖母井 里重子 (弁護士(廣岡・祖母井法律事務所))
柿 沼 博 彦 (元 北海道旅客鉄道株式会社会長)
蔵 本 康 彦 (元 北海道小学校長会会長)
高 橋 孝 助 (前 宮城教育大学学長)
立 川 宏 (北海道教育委員会教育長)
松 岡 和 久 (公益財団法人C I E S F 副理事長)

(五十音順)

私たちは、国立大学法人法(平成15年7月16日法律第112号)第20条第2項第3号に基づく経営協議会の学外委員として、国立大学法人北海道教育大学の経営に関する重要事項の審議に参画し、大学経営に対する「社会の目」としての役割を果たしてきました。

国立大学法人法が改正され、経営協議会において学外委員を過半数とすることとなったことは、私たちのこれまでの「社会の目」としての役割が認められたと同時に、私たちに国立大学法人の経営に対する責任をこれまで以上に求めているものだと認識しています。

北海道教育大学は、教育研究を通じて、教員養成、人間と地域及び国際社会に関する文理融合型の学術研究及び芸術・スポーツによる人間性開発をあわせもつ、地域に根ざした大学を目指しており、教員をはじめ21世紀の地域社会をリードする優れた人材を養成し、北海道全域にわたり、地域と国際社会に貢献する大学として、実をあげたいと願っているところであります。

そのため平成26年度には、国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科を新設し、国際的な視野と教育マインドを持ち豊かなコミュニケーション能力を発揮しながら地域を活性化できる人材や、芸術・スポーツの文化価値を地域の様々な課題解決へ活用し新たな文化ビジネスへ繋げる発想を持ち地域再生の核となる人材を養成する改革を行い、また、教員養成課程についても、グローバル教員養成プログラムを新設し、グローバルな視点を有する教員の育成に取り組んでいるところであります。

さらに、過去5年間において北海道内小中学校の新規採用教員の約70%を輩出するとともに、北海道教育委員会と連携し、現職教員等を対象とする教員免許状更新講習、社会教育主事講習及び学校図書館司書教諭講習を実施しております。また、北海道内の自治体及び各種団体と相互協力協定を結び、地域住民を対象とした食育や健康に関する地域教育連携事業や公開講座等の生涯学習活動も積極的に行い、地域の発展を牽引する人材育成や地域社会の活性化に大きな貢献をしております。

このように、北海道教育大学は、安倍内閣が進める地方創生やグローバル人材育成に重要な役割を果たしてきており、今後ともさらなる地域の振興・発展並びに国際貢献に向けて力を発揮していくことを目指しています。

先般の国会において、下村博文文部科学大臣が、「大学の教育研究活動を支えるには、財政基盤を確立した上で、メリハリある配分を行うことが重要です。国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成を安定的に確保するとともに、改革を進める大学を重点的に支援します。」と所信表明されましたが、昨今の政府や審議会等の議論やこれまでの国立大学に対する財政支援をみると、国立大学法人法に基づき大学経営に関与してきた者として、今後の機能強化を図るべき第3期中期目標期間における国立大学の財政基盤の行く末に不安を覚えるものであります。

これから、第3期中期目標期間に向けて、北海道教育大学がさらなる機能強化によって地方の核としての役割を示していくべきこの時期に、地方自治体や地方経済界をはじめ、私たち経営協議会の学外委員の意見を反映し、地方創生を担う国立大学としてその責務を果たせる安定的な財政支援の方針が確立されるよう、ここに要望するものであります。